

大阪地裁總第 910 号

令和 3 年 7 月 5 日

山 中 理 司 様

大阪地方裁判所長 中 本 敏 翠



司法行政文書開示通知書

6 月 7 日付け（同月 9 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、
下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

入廷前の所持品検査の積極的な実施について（片面で 1 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話 06 (6363) 1281 (内線 4122)

平成29年11月14日

大阪弁護士会 御中

大阪地方裁判所刑事首席書記官 島 田 幸 彦

入廷前の所持品検査の積極的な実施について

当庁における裁判員裁判事件において、保釈中の被告人が判決期日に出頭した際に法廷内に刃物を持ち込むという事案が発生し、さらにその後、他庁における通常事件において、同じく保釈中の被告人が判決期日に刃物を持ち込み、現実に傍聴人に危害を加えるという事案が発生したことを踏まえ、各裁判体において、法廷内の安全を確保するという観点から、危険物が法廷に持ち込まれる事態を未然に防止するため、事案を選びつつも、事件関係者や傍聴人に対する入廷前の所持品検査を積極的に実施しているところですが、今後は、当庁及び堺支部並びに岸和田支部において、裁判員裁判事件、通常事件を問わず、保釈中の被告人の判決宣告期日については原則として被告人に対する入廷前所持品検査を実施するなど、これまで以上に積極的に実施すると聞いています。

各裁判体においては、被告人に対して所持品検査を実施する際には、弁護人にも立会い等の協力をお願いすることがあると聞いていますので、上記の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

また、被害者参加人については、各裁判体としては、従前から検察官及び被害者参加弁護士において十分配慮していただいていることから、通常はその対象としないという意向であると聞いていますので、上記の趣旨を御理解いただき、これまで同様、当該被害者参加人及びその関係者が危険物等を法廷に持ち込むことのないよう、目配り等をお願いします。

なお、大阪高・地・簡裁合同庁舎においては、入庁時における所持品検査開始後は、それを踏まえつつ、必要に応じた安全確保のための体制を検討することになるものと考えています。